

安八町告示第165号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年8月9日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年8月28日

安八町監査委員 清 伸二 

記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

令和2年8月9日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、令和元年8月15日に支出した輪之内町・安八町議会議員交流会の負担金（45000円）を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成31年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成31年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和2年4月1日付 情報公開請求書
4. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)

5. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
6. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシー代) の戻入れについて (戻入れ金額175,250円)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があるため、令和2年8月11日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、令和元年8月15日に支出した輪之内町・安八町議会議員交流会の負担金(45000円)を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査委員の除斥

碓井昭夫監査委員においては、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に直接の利害関係があることから、法第199条の2の規定により本件監査から除斥した。

第5 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年8月25日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和2年8月24日に欠席の連絡があったた

め陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和2年8月25日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を議会事務局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第6 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 令和元年7月24日（水）「輪之内町・安八町議会議員交流会（以下「交流会」という。）」が、安八町役場3階委員会室にて開催された。
- (2) 交流会の参加者は、安八町議会議員9名、輪之内町議会議員9名、地元選出岐阜県議会議員、安八町長、輪之内町長（以下「参加者ら」という。）であった。
- (3) 交流会の内容は、安八町側からは、名神高速道路安八スマートインターチェンジフォローアップとして、①位置と概要、②利用状況、③整備効果、④安八スマートインターチェンジ周辺の道路整備について、⑤ラウンドアバウト（環状交差点）であり、輪之内町側からは、輪之内町の再ほ場整備事業についてであった。
- (4) 安八町長並びに安八町議会議員が交流会に出席する目的は、安八スマートインターチェンジの効果を最大限に有効活用したまちづくりを推進するための必要性について、また、輪之内町側から説明された再ほ場整備事業について、交流会の参加者らとそれぞれの立場で意見交換をするためであった。
- (5) 参加者らは、(4)の目的をもって交流会に参加した。
- (6) 交流会終了後、参加者らは大垣市内にて、(4)にいう目的に加え、引き続き、両町のまちづくりの推進に関する意見交換をするために懇親会を開催した。
- (7) 本件請求にいう、輪之内町・安八町議会議員交流会の負担金（45,000円）は、請求書中、事実証明書②にて示されているとおり、安八町議会議員に係る令和元年度議会活動費負担金を安八町長に請求したものであって、その詳細については懇親会に参加した安八町議会議員9名分の会費であった。
- (6) 安八町長並びに安八町議会議員（以下「安八町側の参加者ら」という。）は、

交流会及び懇親会の機会を利用して(4)の目的を達成した。

第7 判断に当たっての関係法令等について

1 法第232条の2

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

2 安八町議会基本条例第3条第1項第3号

そのために常に自己研鑽に励み、活動の質の向上に努めること。

第8 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「令和2年4月1日付にて、支払年月日が令和元年8月15日議会活動費負担金(輪之内町・安八町議会議員交流会)に関する「この会の出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面」、「この会の目的が達成されたことを証する書面」、「この会の結果がどのように町政に反映されたか分かるもの」について情報公開請求をしたところ、決定期限を過ぎた現在でも公開が決定されず書類の確認が不可能である。」との事実を前提に、「平成31年度支出負担行為決議書兼支出命令書の備考及び摘要には、「議会活動費負担金(輪之内町・安八町議会議員交流会)」としか記載されておらず、また、請求書には「但し 令和元年度議会活動費負担金(輪之内町・安八町議会議員交流会)」としか記載されておらず、どのような目的の支出であったのか、その目的は達成されたのか、また、その結果がどのように町政に反映されたのか検証しなければならない支出である。」とした上で、「出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面や、会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。なぜならば、公費を支出する以上はこれらの書類を作成し行事の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならないことは言うまでもない。また、本件に関する復命されたものが何も残っていなければ本当に本件の行事に「負担金」を支払ったのか、についても疑義が生ずるものとなる。公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「何い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件監査では、安八町側の参加者らが交流会及び懇親会に参加することについて、

その公務性を検討することとした。

はじめに、参加者らの内、安八町側の参加者らが交流会及び懇親会に参加する目的については、第6 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(4)に示したとおり、安八スマートインターチェンジの効果を最大限に有効活用したまちづくりを推進するための必要性について、また、輪之内町側から説明された再ほ場整備事業について、交流会の参加者らとそれぞれの立場で意見交換をするため、加えて交流会に引き続き、両町のまちづくりの推進に関する意見交換をするためであった。そして、交流会の内容については、同／(3)のとおりであった。

これらのことを、第7 判断にあたっての関係法令等について／1、2に当てはめてみるに、多様化する住民ニーズを的確に把握し地域の諸課題を解決するためには、選挙によって町民からの付託を受けた代表者として高い倫理性に基づいて、常に自己研鑽に励み議員活動の質を向上するよう努めるべきであり、そうであるから交流会及び懇親会への参加は、安八町側の参加者らとしての職務の範囲内であり、公務と認められる。

以上のことから、本件請求で請求人が主張する、令和元年8月15日支出された議会活動費負担金(輪之内町・安八町議会議員交流会及び懇親会)に係る公金の支出については、公務と認められる交流会及び懇親会への参加に付随して支出され、その詳細については、安八町議会議員に係る令和元年度議会活動費負担金を安八町長に請求したものであって、そして、本件請求にいう公金の支出は負担金として支出されたものであって、これは、第7 判断にあたっての関係法令等について／1に示す、法第232条の2の規定に逸脱するものではないことから、町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由にて、「出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面や、会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、監査対象課から提出を受けた資料や関係職員から聴取した事情に併せて、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第9 監査委員の意見

なし。

